190190.171	ー 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190190.172	ー その他のもの		X																				
	(b) その他のもの																						
	ー でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの																						
190190.176	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
190190.177	ーー その他のもの		Xq1																				
190190.179	ー その他のもの		X	S																			
	(3) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）																						
	〔1〕 米の含有量が全重量の30%以下のもの																						
	〔i〕 砂糖を加えたもの																						
190190.583	1 しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		X																				